

## 七ヶ浜町住宅復興支援制度の手続きについて

---

町内の津波浸水区域外で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊（撤去）の方で、町内の災害危険区域外に再建される場合、町独自支援の対象となり、「住宅再建補助」を申請いただけます。申請は、再建場所に住所移転後（住民票異動後）の受付となります。なお大規模修繕費補助は平成30年3月31日に申請受付を終了しました。

### □制度内容

150万円を上限として、住宅の再建（建設・購入）に関する費用の2分の1を補助

### □補助の対象者

町内の津波浸水区域外で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊（撤去）の方で、町内の災害危険区域外に再建される方（ただし、被災時点の住宅が賃貸住宅である場合を除く）

※東日本大震災以降に行った工事に要する費用が対象となります。

### □申請期間

平成33年1月29日まで

### □申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式1） ※窓口でご案内します。
- ・添付書類
  - 1) 罹災証明書  
※半壊の方は罹災証明書の他に解体確認書も必要となります。
  - 2) 建築契約書
  - 3) 領収書
  - 4) 住宅再建の見積書や請求書（明細の分かるもの）
  - 5) 再建後の住居の写真2枚以上
  - 6) 申請者が本人でない場合は、親族関係の分かる書類
  - 7) 認印

## □申請手続き

### ① 事前相談

申請手続きを円滑に進めるために、申請前に事前相談をして下さい。制度の内容や手続きに必要な書類等についてご案内いたします。

### ② 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請は、必要書類を添付のうえ、相談窓口である「七ヶ浜町復興推進課」に提出してください。

### ③ 補助金交付決定通知の発送

町は提出された申請書の内容を確認し、補助対象事業と認めたときは「補助金交付決定通知書（所定様式）」を送付します。

### ④ 補助金の交付請求

補助金交付決定通知を受理してから10日以内に「補助金支払請求書（所定様式）」を町に提出し、記載された額の補助金の請求を行ってください。

### ⑤ 補助金の交付

請求があってから概ね2週間以内に指定の金融機関口座に振り込みます。

## 相談・申請窓口

七ヶ浜町復興推進課（役場庁舎2階）

TEL 022-357-7439